

富士市犯罪被害者等支援条例（案）制定概要

1. 制定の目的

近年、様々な犯罪等の発生により、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、それまでの安心で安全な生活が一変することは、誰にも起こりうることです。犯罪等の被害により、身体的、精神的に被害を受けても、誰からも支援を受けられず苦しんでいる方も少なくありません。

このような中、国において平成16年12月「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等に関する基本理念や国及び地方公共団体や国民の責務などが定められ、これを踏まえて、地方公共団体は地域の状況に応じた適切な施策を実施することにより、犯罪被害者等に対して速やかな支援を行うよう明文化されました。

本市においても、犯罪被害者等を支援する施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目的として条例を制定します。

2. 本条例の特徴

- 「犯罪被害者等基本法」に基づき、市や市民等の責務、犯罪被害者等への支援について規定
- 犯罪被害者等が相談するための総合的支援窓口を設置
- 犯罪被害者等である市民に対し、遺族見舞金及び重傷病見舞金を支給
- 犯罪被害者等への支援として、日常生活の支援、安全の確保、居住の安定を規定

3. 条例の内容

第1条（目的）

この条例は、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、犯罪被害者等を支えることを目的として制定するものです。

第2条（定義）

犯罪等、犯罪被害者等、市民、市民等、関係機関等など条例内で用いる用語について定義しています。

なお、「二次的被害」とは犯罪被害者等が犯罪等によって被った被害を原因と

して、その後を受ける被害のことで、「再被害」とは犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害のことであるため、混同して理解されないよう明確にしています。

第3条 （基本理念）

「犯罪被害者等基本法」の基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、尊厳にふさわしい処遇や、保障される権利利益の保護を図ること、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、それぞれの実情に応じた支援を途切れることなく行うこと、支援の過程において名誉や生活の平穏を害することのないよう十分な配慮を行うことを定めています。

第4条 （市の責務）

「犯罪被害者等基本法」第5条に定められた地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、市として負うべき責務について規定しています。

犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して支援を行うことや、支援の際にはプライバシーや個人情報の取扱いに十分注意することなどを明らかにしています。

第5条 （市民等の責務）

「犯罪被害者等基本法」第6条に定められた国民の責務の趣旨を踏まえ、市民等として負うべき責務について規定しています。

犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すために、地域の方々の温かい理解と支えが必要であり、いわれのない二次的被害に遭わないよう、犯罪被害者等が置かれた苦境を市民が理解し、市及び関係機関等が行う支援に協力するものとしします。

また、事業者や学校なども市民等として規定されているため、犯罪被害者等がその被害に関する捜査、裁判手続などに関わることができるよう配慮するものとしします。

第6条 （総合的支援窓口の設置）

犯罪等の被害に遭われた方や家族、ご遺族の方のための相談窓口で、市民部市民安全課が窓口となります。

第7条 （相談、情報の提供等）

「犯罪被害者等基本法」第11条に定められた相談及び情報の提供等に基づき規定されたものです。

前条において規定された総合的支援窓口において、市の支援サービス等の相談や情報提供、その他関係機関等との連絡調整等を行います。

第8条 （見舞金の支給）

犯罪被害者等である市民に対し、規則で定めるところにより、区分に応じた見舞金を支給することを定めています。

第9条 （日常生活の支援）

犯罪等の被害に遭うことにより、日常生活でできていたことが突然できなくなった犯罪被害者等に対して、市が提供する各種の保健医療及び福祉サービスを活用し、関係機関等と連携協力して継続的な支援を行います。

第10条 （安全の確保）

犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防ぎ、その後の安全を確保するため、関係機関等と連携しながら、一時保護や施設入所などの保護や、個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を行います。

一時保護や施設への入所による保護とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」等における一時保護又は施設等への入所による保護を言います。

第11条 （居住の安定）

犯罪等の影響による住居の損傷、心理的な影響、再被害や二次被害等から従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定のために、一時的な市営住宅への入居の配慮などについて支援を行います。

第12条 （広報及び啓発）

市民等が犯罪被害者等への理解を深めるとともに、犯罪被害者等に対する偏見を持つことのないように、様々な機会を利用して広報啓発活動を行います。

第13条 （支援を行わないことができる場合）

犯罪被害者等が犯罪等を誘発するなど自身の責めに帰すべき重大な事由がある場合や、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合など、社会通念上適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができます。

第 14 条 （委任）

本条例の規定以外に必要な事項については別途規則で定めることを規定する委任規定です。